保管場所標章廃止のお知らせ

令和7年4月1日から自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正され、**保管場所標章**が廃止になり、**自動車保管場所標章交付手数料(500円)・自動車保管場所標章再交付手数料(500円)**が廃止になります。

保管場所証明申請・保管場所届出は引き続き必要ですので、ご注意ください。

【保管場所標章の交付・手数料納付時期】

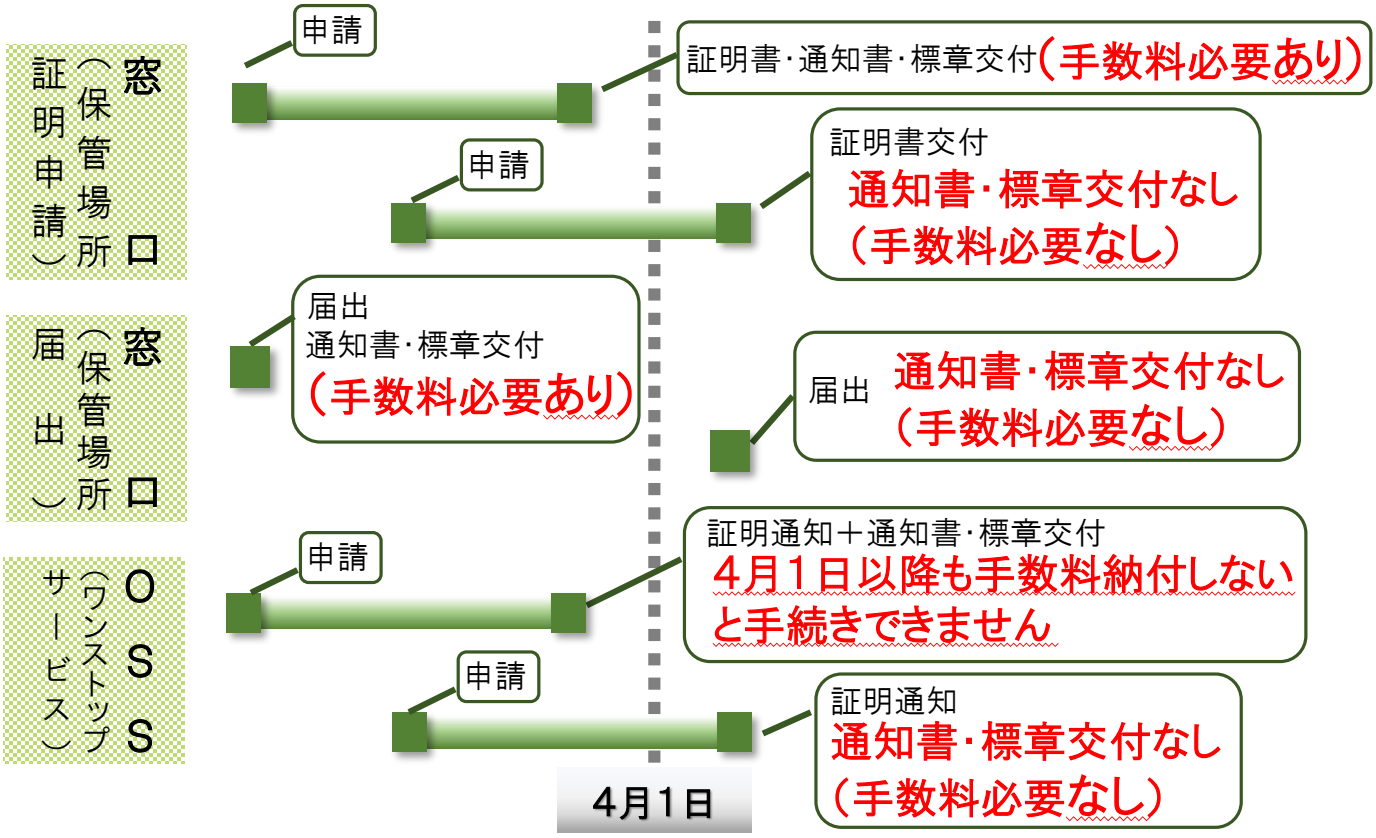

【ご注意していただきたい点】

OSS(ワンストップサービス)を利用した場合、証明通知が4月1日より前に行われた場合は、手数料が必要になります。

※証明通知とは

警察で電子決裁を行い、保管場所証明書が電子文書で管轄の運輸支局へ送信されることです。

ご不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署交通課までお問い合わせください。

愛知県警察 AICHI POLICE